

書 評 と 紹 介

庄司俊作著

『日本農地改革史研究』

評者：横関 至

著者は1952年に兵庫県で生まれ、1975年に東京教育大学文学部を卒業後、一橋大学大学院を経て、現在は同志社大学人文科学研究所教授の職にある。1991年に本文614頁の大著『近代日本農村社会の展開』をミネルヴァ書房より刊行された。本書は、9年振りに満を持して発表されたものである。

1 本書の概要

本書の構成と原論文発表年は、次の通りである。

序 章 課題と方法（1998年）

第1章 農地改革の地域類型と構造（1990年）

第2章 農地委員会の「戦前」と「戦後」（書き下ろし）

第3章 農地改革と小作地引き上げ（1997年）

第4章 農地改革と地域・組織・階層（1990年）

第5章 農村社会における「逆コース」と戦後自作農（1990年）

第6章 「不自由な土地所有」の形成と戦時期農地政策（書き下ろし）

第7章 「最後の農林官僚」東畑四郎と日本農業の戦前と戦後（1996年）

あとがき

第1章は、前著の終章を書き直したものである（422頁）。

対象地域は、次の県、町村である。第1章では、奈良県桜井村、兵庫県上福田村、兵庫県石海村、長野県五加村、宮城県湧谷村、秋田県響村、岩手県東海村（44頁）、第2章では福岡県青柳村、愛知県扶桑町、岩手県姉体村（74 - 80頁）、福岡県（103頁）、新潟県（126頁）、第3章では福岡県（149頁）、愛知県（159頁）、愛媛県新谷村（163 - 171頁）、鳥取県大御門村（175-176頁）、岩手県小川村（176 - 177頁）、第4章と第5章は長野県五加村を取り上げている。

著者は、農地改革研究を次のように位置づけておられる。「それは『人類史的課題』を睨んだ総括であるべきである。すなわち、人類が作り得る『合理的な農地制度』、『民主的な農村社会』の広がりの中に位置づけてみたとき、日本の農地改革の性格はどのように捉えられるのか」（32頁）と。

研究課題として著者が提起したものは、「農地改革の『必然と方向』の解明」である。「現在求められているのは、農地改革後の農民的土地所有や農地行政の法と組織、さらにやや一般的になるが戦後の農村社会の歴史的形成という面から見た、農地改革の『必然と方向』の解明であり、それを通して農地改革を日本農業・農村社会の発展の中に歴史的に位置づける研究である」（32頁）と。

分析の重点は、部落の役割の解明にあてられ

る。「重要なことは農地改革に果たした部落の役割の具体的検討であり、そのために農地改革をめぐる村落の地域的規範および、調整機能＝論理など農村社会の秩序・規範構造（後述）を解明することである。本書ではこのような考え方から、農地改革の社会構造としてその遂行過程における部落の関わりを明らかにすることに1つの主眼を置く」（17 - 18頁）と。分析の方法は、「国家の支配との絡みで農村社会を分析するという方法を採用」（27頁）。「本書では、農地改革という政策の実施過程において国家権力と農民とがどのような相互関係を展開したかを、もっぱら現実の農村社会に焦点を当て解明することを企図している」（27頁）。この視点は、前著より継承したものである。「前の拙著から一貫して、私の研究は『国家と地域』あるいは『国家と農民』というフレームに拠っている」（424頁）。

本書は、次のような農地改革像を提起した。

農地改革と地主制の関係について、著者は「『反封建』の改革などではなかった」（350頁）という評価を下されている。こうした認識の大前提には、「地主小作関係は私法関係であり、封建制下の領主—農民間の支配・従属の関係とは範疇的に区別される」（43頁）という地主制規定がある。

戦前農民運動と農地改革との関連については、「農地改革の地域自律性をもたらす上で重要な歴史的意味があったのは、小作争議先進地域において典型的に見られた集団的小作料関係争議である」（84 - 85頁）とされ、「1930年代において同後進地域で典型的に起こる個別的土地争議は、このような意味で農地改革の構造を規定する意義はなかった」（85頁）と規定される。

第1次農地改革については、その「画期的な意味」が、強調される。「第1次農地改革は、第2次農地改革と比較して地主制の解体が不徹

底であったことは論をまたない。しかし、問題は単純にそのような比較論から第1次農地改革の限界性を指摘することではない」（383頁）のであって、「当時の政治構造を前提にする限り第1次農地改革といえども画期的な意味を持っていたと評価されるべきである」（383頁）と。第1次農地改革は、次のように位置づけられている。「第1次改革は戦前期においてはついにタブーであった農地の所有権に対する国家の介入を実現し、保有限度を超える小作地は強制譲渡されることになった。これは地主制に対する国家の対応の重大な思想的転換を意味している」（104頁）と。

第2次農地改革については、「周知のように第1次改革では農地の政府買収は考えられていなかった。否、というより、戦前から地主制を制限するためにあらゆる努力をしてきた一部の農林官僚を含め、その立案に当たった農林省には、農地の政府買収というのはおよそ考えられない改革の手法であった」（105頁）と評する。

改革が成功した要因として、1つには官僚の役割に注目される。「日本の農地改革において農林官僚の果たした役割は大きかった。それは、単なる実務面からだけではなく、長い政策活動の伝統の上に改革遂行に当たって的確な問題認識のもとに所要の政策を打ち出したという面からも言える」（144頁）。「農地改革は農林省が農民層と一緒に『運動体』となって取り組んだ『稀有の例』」（116頁）である。「農地法、食糧管理制度、農業協同組合による戦後農業システムの制度確立と、それへの大きな画期となった農地改革は、広範な農民層のニーズとそれに支えられた農林官僚の並々ならぬ努力の結果実現した。それは、貧困や抑圧からの解放、農業の近代化、農業生産力の向上など普遍的な原理に立脚していた」（402頁）。改革成功のもう1つの要因として、小作地引き上げの意義が強調

される。「『農地改革が無血で終わったのは、土地取り上げがかなり行われ、それが安全弁になった』という見方があるが」「極めてリアルで、正鵠を射たもの」(137頁)であるとし、「小作地引き上げと農地改革の歴史的な関連」については「小作地引き上げがある範囲で容認されていたことが、徹底した地主制解体と自作農創設を可能にしたという現実」(179頁)を鳥取県、岩手県の事例(175 - 177頁)の検討から指摘される。そこでは、「改革をスムーズかつ徹底して行い見返りとして地主の小作地引き上げを一定の条件で容認するという地域の論理」(174頁)が提示される。

農地改革の全体的評価として、「農地改革は国家(占領軍)による『上から』の改革と、村落水準つまり行政村レベルの農地委員会や部落補助員による『下から』の改革の合成であった」(60頁)とし、「鍵は中小地主問題にあった」(177頁)が、この改革は「大地主だけでなく」、「中小地主の多くを犠牲にして行われた」(179頁)と規定する。そして、占領軍の発想は「民主化一元論」(385頁)であり、「単なる『農村民主化』のための農地改革」(390頁)であった、と評価される。それに対し、「東畑ら農林官僚は、もちろん民主化という目的は否定しないが、同時に農業生産力向上の視点(農業近代化の視点)を明確に持っていた」(385頁)と、官僚の視点を評価される。そして、日本側の「主体性」が強調される。「他の改革と異なり、農地改革をはじめ農業分野での改革では、日本側もかなり主体性を発揮し、単なる翻訳立法には終らず『司令部と農林省の間で、かなり議論を戦わせていた』」(413頁の注70)と。農地改革後の展望に関しては、農林官僚であった東畑四郎の議論に注目される。東畑の構想は「『地域における農地の自主的管理』」(366頁)を主張し、「農民層の自主管理あるいは管理主体としての地域

の形成」(404頁)を提起したもので「歴史の合理的な発展に沿うもの」(404頁)であったが、「東畑が、日本の経済体制を所与の前提にしたことによって、その農地の自主的管理論は政策的な効力を大幅に失った」(404 - 405頁)と評される。

2 構成上の問題

まず、全体の総括をおこなうべき終章が設定されていない。このために、各章で検討されている事柄の相互関係が判りづらくなっているし、本書全体の総括が明示されていない。次に、索引がない。本書では様々な概念が様々な頁で使用され、各地域の事例が異なった章で各々検討されている。そうであるのに、索引がない。このため、著者の主張を確認し事例の相互比較をすることが、極めて困難になっている。第3に、農地改革についての著者の考え方を知る上で必要不可欠な文献である「日本地主制史研究の問題点と課題」(『農業史研究』31, 32号合併号, 1998年3月)を本書に収録すべきであったのではなかろうか。この論文は、本書の注で、「地主的土地所有の歴史的 성격に関する筆者の理解について詳しくは、前掲拙著『近代日本農村社会の展開』第1章ならびに前掲拙稿「日本地主制史研究の問題点と課題」を参照」(352頁の注3)という位置づけを与えられている。前著の終章を補筆して本書第1章として再度収録するという処置(422頁)をとるより、入手困難な本論文を収録すべきであったろう。

3 『近代日本の行政村』との関わり ——資料利用と相互批判

本書での資料の使用や研究上の手続きを考える上で、大石嘉一郎・西田美昭編『近代日本の行政村』(日本経済評論社, 1991年)との関わりについて触れておかなばならない。第4章と第5章の長野県五加村の、農地委員、農民組合構成員、共産党五加細胞、村会議員、農協役員

等の資料は、村の動向を細密に分析し得る極めて良質の資料である。しかし、この資料をどのようにして入手したのかについて、本書では説明されていない。ところが、『近代日本の行政村』の「あとがき」から、著者と長野県五加村資料の関係を知り得る。「なお、当初から研究会のメンバーであった庄司俊作氏は、長年にわたって共同調査研究に参加してきたが、最終原稿の取りまとめの段階になって分析手続きについて意見を異にし、1989年に研究会を離れた」（同書、773頁）と。ここから、本書で使用されている五加村の資料は共同調査で収集されたものと推察される。そうであるとしたら、その旨の記述が必要であったろう。このことは、共同調査の過程で収録された資料を使用した研究成果を個人の資格で発表する際の共同研究参加者との了解事項はどうあるべきかという問題に関わってくる。ところで、同一資料を用い分析している『近代日本の行政村』の林宥一、安田浩両氏の執筆担当部分と本書では、評価が大きく異なっている。著者の理論・方法の独自性を明確にする上で、林宥一、安田浩両氏への批判を明確にし、相違の要因を解明することは避けられない課題であったはずである。

4 研究史批判をめぐる

前著の協調体制論に対する批判について、著者は「最低限必要なもの以外積極的に反論してこなかった」（424頁）とし、その理由は「それというのも、それらの批判を見て、問題の性格上反論しても余り生産的な議論にはならないと思ったからである」（424頁）と述べておられる。しかし、林宥一氏の批判（「兩大戦間期における農村『協調体制』論について」、京都民科歴史部会『新しい歴史学のために』180号、1985年）は、著者の理論的枠組そのものへの根底的な批判であった。評者も、書評において「協調体制」論の基礎となっている数値や資料そのも

のについて疑問を呈した（『大原社会問題研究所雑誌』400・401号、1992年）。こうした批判や疑問に答えることは、「最低限必要なもの」ではなかろうか。

次に、本書での研究批判のあり方について、一言述べておかねばならない。「精粗を問わないとすれば、農地改革の事例報告やケーススタディは膨大な量に達する。しかし、然るべき方法・視点に基づきそれらを包括的に把握した研究はない」（29頁）と評される。こうした研究史整理は事実をふまえたものであろうか。自己の研究以外の研究には「然るべき方法・視点」がないという整理の仕方こそ「生産的な議論」を阻むものではなかろうか。また、我妻栄、加藤一郎両氏の農地委員会論について、「総じて両氏の主張は立法論の一般的原則からの型通りの批判にとどまるものと言ってよからう」（95頁）と記しておられる。しかし、我妻栄、加藤一郎両氏の農地委員会論は本書の主題に直接にかかわるものであるので、綿密な反批判を構築することが必要であったろう。なお、「改革後の土地所有や農民層分解に関する栗原百寿の説」について、「こうした栗原の見解は経験的な分析から得られたものではなく、今日これを支持する者はいないであろう」（251頁）としたり、川口由彦氏の農地委員会論について「建前と現実の区別がついていない議論」（96頁）と記しておられるが、著者の言われる「生産的な議論」のためには、こうした表現は慎むべきであったろう。

ところで、本書では重要な研究について言及されていない。農地改革と部落との関係についての先駆的研究としての福武直氏の業績（「部落の『平和』と階級的緊張」、村落社会研究会編『村落社会研究会年報 2 農地改革と農民運動』時潮社、1955年。復刻、御茶の水書房、1977年）について、「農地改革と部落」という

項目での研究史整理（17 - 18頁，243頁の注2）で何等ふれていない。この研究は長野県小県郡西塩田村を対象にした研究で，建設連盟への言及や「農民委員会と建設連盟の階層構成」の表など，本書の分析と重なり合っている。本書の眼目の1つは，「重要なことは農地改革に果たした部落の役割の具体的検討であり」（17頁）とされている。そうであるならば，福武氏の研究への言及は避けられない課題であったはずである。さらに，共産党員村長の鳥取県西伯郡県村を対象としている生田清『『共産村』における農地改革と農民運動』（前掲『村落社会研究会年報 2 農地改革と農民運動』）についても，本書の4，5章の対象である長野県五加村が共産党員村長の登場した村であったことを考えるならば，何等かの言及が必要であったろう。

5 疑問点

まず，占領軍の位置づけについてである。戦前日本を対象とした前著の「国家と農民」という分析視角を踏襲して戦後日本を分析しようとした本書では，占領軍の評価は避けられない事柄であったはずである。「敗戦・占領という異常な事態」（380頁）という指摘はあるが，それが「国家」のあり方にどのような変化を与えたのかについては検討されていない。「国家＝占領軍」（60頁）という把握が示されているが，この把握においては間接統治としての日本占領における日本政府の位置づけは不明確である。さらに，「東畑ら農林官僚を中心とした農政当局だけが改革の主体となり，旧秩序がほとんど残った政治体制のもとで行われようとした第1次農地改革」（384頁）という規定があるが，「旧秩序がほとんど残った政治体制」とは何か，その「政治体制」と占領軍の関係はどのようなものか，「旧秩序」が解体するのは何時と考えているのか等が，明示されていない。また，

「周知のように第1次改革では農地の政府買収は考えられていなかった。否，というより，戦前から地主制を制限するためにあらゆる努力をしてきた一部の農林官僚を含め，その立案に当たった農林省には，農地の政府買収というのはおよそ考えられない改革の手法であった」（105頁）という表現があるが，「およそ考えられない改革の手法」が占領軍によって提起され実施されていったことを，著者はどのように評価するのが示されていない。この手法のほうが第1次農地改革より画期的であったのではなかろうか。日本側の「主体性」を強調されている著者は，このことをどのように位置づけられるのであろうか。さらには占領軍の主導した農地改革を「単なる『農村民主化』のための農地改革」（390頁）と把握し，これに対して「東畑ら農林官僚は，もちろん民主化という目的は否定しないが，同時に農業生産力向上の視点（農業近代化の視点）を明確に持っていた」（385頁）とされ，占領軍の「民主化」は「農業生産力向上」という視点を欠落させていたと評価しておられる。しかし，他の箇所では，「農地改革が地主制を解体し農村民主化政策として大きな意味を持ったとか，農業生産力の上昇や農村労働力の大量供給を可能とすることで高度経済成長に大きな役割を果たしたなど今では常識化した議論にとどまることはできない」（31 - 32頁）と書かれており，「単なる『農村民主化』のための農地改革」という規定とは整合性を欠いている。それとも，「今では常識化した議論」自体も批判の対象としようと意図されているのであろうか。

2つめは，農林官僚の位置づけをめぐる疑問点である。まず，「農林官僚」という用語を使用するときに2つの使用法があり，それが混合して使われているために，著者の意図が判然としなくなっている。第6章までは何の限定

も付されずに「農林官僚」という用語が使用されてきたが、第7章になって限定した使い方となる。「農林官僚とはいわゆる『石黒農政』を担った官僚あるいはその系譜にある官僚という意味である。本章で農林官僚と言うときはこの意味で使い、漠然とした農林省の官僚を指すものでないことを断っておきたい」(360頁)と。第7章で使用されている農林官僚については、「農林官僚といえども上昇志向を持つ社会の特権階級であったことに変わりはない」(368頁)と規定しつつ、「農林官僚は官僚の中では特有な性格をもっていた」(368頁)として「貧農の救済のために働くという社会的正義感やヒューマンタッチが、良質なエリート意識と表裏一体のものとして東畑ら農林官僚には存在した」(369頁)と述べておられる。本書を全体として総括した章が設定されていないために、この2つの農林官僚という用語の関連や第7章のみで限定して用いることの意味が判らないのである。たとえば、「日本の農地改革において農林官僚の果たした役割は大きかった」(144頁)という重要な規定があるが、この場合の「農林官僚」と第7章になって限定して使われている「農林官僚」と同義かどうかは判らないのである。これでは、読者は混乱せざるをえない。次に、著者の官僚認識についての疑問である。「官僚農政の真髄は統制主義であり、平等や公正という理念が尊重される反面、往々にして画一性を生み個人の自由が損なわれる弊害を持つ」(362頁)という表現にある如く、官僚は「平等や公正という理念」を尊重するものであるという認識が著者の官僚分析の前提とされている。しかし、「政友会系官僚」、「民政党系官僚」、「革新官僚」等の既成政党、軍部、財閥と結合した官僚の存在とその行動実態をみるならば、著者の官僚認識には疑問をもたざるをえない。第3に、地主制と農林官僚の関わりについ

て、「戦前から地主制を制限するためにあらゆる努力をしてきた一部の農林官僚」(105頁)があり、「東畑ら農林官僚の地主制を弱めていく路線」(378頁)が存在し「貧農の救済のために働くという社会的正義感やヒューマンタッチが、良質なエリート意識と表裏一体のものとして東畑ら農林官僚には存在した」(369頁)と把握されているが、地主制との関わりのみから官僚を評価しており、戦争遂行という視点からの官僚評価はなされていない。戦争遂行を最重点とし、その前提の下での地主への制限策であったことに言及していない。さらには、敗戦・占領という条件の分析を軽視した官僚評価になっている。1943年から農政課長の地位にあり「敗戦直前の戦時農地政策と第1次農地改革の立案制定に携わった」東畑四郎が、追放の恐れがあるということで1946年5月には秘書課長に異動(366頁、408頁の注21)している。このことをどう評価するのか。さらには、第1次農地改革と異なる改革、「およそ考えられない改革の手法であった」(105頁)改革が占領軍の主導で遂行されていたことをどのように評価するのか。これらの点が問われよう。

3つめは、行政と「階層的利害」との関わりである。著者は行政の「公共性」を強調され、「公共性を旨とする一般行政のための役場機構」(99頁)とか、「役場行政機構が公共的である」(131頁の注10)と記されている。そうした立場から、「結局は農村実態によるが、村長が村落名望家であったにせよ階層的利害に基づいて行政を行うようなことは限られていたのではないか。逆に言えば、特定の階層の者が公共的であるが故に名望家として村長になりえたという面を見ておく必要がある」(131頁の注10)と主張される。こうした認識からは、戦前に農民組合が展開した村政改革運動の意義や戦後の共産党員村長の登場の政治的意義は看過されてしまう

こととなる。

4 つめは、地主の小作地取り上げを農地改革成功の要因とみなすことへの疑問である。鳥取県、岩手県の事例（175 - 177頁）から、「改革をスムーズかつ徹底して行う見返りとして地主の小作地引き上げを一定の条件で容認するという地域の論理」（174頁）が説かれている。他方、詳細な分析が行われた長野県五加村については、「本村では法や農民組合の意向に反する小作地引き上げはほとんどタブーとされたのではないと思われる」（216頁）とされ「地主の買収逃れ、小作地引き上げに対しては農民委員会が一丸となって厳しい姿勢で臨んでいたこと、特に、それが村会を巻き込んだ運動にまで発展しうような政治の構造が出来ていたことが注目される」（217頁）と結論づけておられる。前者の事例と後者とでは、全く異なる評価になっている。しかも、「地域の論理」がどこまで一般化しうる概念であるのか、後者の「政治の構造」と「地域の論理」との関わりはどのようなものであるのか等の問題が検討されていない。さらには、長野県五加村の事例と福岡県、愛知県、岩手県の事例分析（74 - 83頁）とを比較検討し全体としての結論を提示するという作業がなされていない。

5 つめは、「協調体制」と「地域自律性」、『『介入主義国家化』』という概念との関連の整合性についてである。「地域自律性」と「協調体制」との関係について、次のように説かれる。「地域自律性」には、「部落を単位＝基盤とした地域自律的な調整」（50頁）と、「法的裏付けと権力の介入を受けて実現する『農民委員会型』とでも呼ぶべき調整」（50頁）という2つのものがあり、「典型的に、前者は近畿農村、後者は東北農村のタイプ」（50頁）であって、「前者つまり協調体制論」である（50頁）。これに対し、「戦前期日本の現代国家化」（28頁）を説か

れ、「現代国家化とは『介入主義国家化』とほぼ同義である」（28頁）とする立場から、「協調体制」について次のように規定される。「土地問題に関して法制度としては目立った展開はなかったものの、社会における、法によらない国家の役割は増大し、国家介入による地主小作関係の現代的形態（協調体制）への編成替えが確実に進行していたということである」（28頁）。この「国家介入による地主小作関係の現代的形態（協調体制）」という規定は、50頁の「協調体制」の規定とは整合的でない。なお、この「地域自律性」の検証においては、社会党、共産党と「部落」との関わりについての分析は極めて手薄である。4、5章の長野県五加村の分析では共産党や農民組合に言及されているが、社会党については検討されていない。他の事例では、社会党、共産党の関与は検討されていない。

6 つめは、地域区分論への疑問である。著者は「小作争議先進地域」、「小作争議中間地域1」、「小作争議中間地域2」、「小作争議後進地域」という区分を採用されている（60頁）が、その区分の基準については明示されていない。この区分は、前著の5章を継承したもの（89頁の注28）とされる。前著の245頁には、次のように書かれている。「地域類型としては、近畿型、東北型という区分＝呼称は使わず、（1）小作争議先進地域、（2）同後進地域、の2地域を設定したい。そして2地域に含まれない府県は、（3）同中間地域1、2として一括し区分したい。全部で4地域類型であるが、各府県の争議発生状況あるいは農民組合の存在などは、若干の例外を除くと4地域に見事に区別できる」と。ここから判断すると、地域区分の基準は「争議発生状況あるいは農民組合の存在」に置かれているようである。しかし、日本農民組合の組織人員数で頂点にあった香川県や新潟県が「中間

地域」とされていたり、1930年代の争議の中心地であった秋田県・群馬県・宮城県が「小作争議後進地域」とされている。この区分に疑問を持つ所以である。それ故に、この区分に立脚して展開されている戦前農民運動と農地改革との関連についての所説（85頁）についても疑問を持たざるを得ない。さらに、地域区分に基づく分析を軸としている本書において、自己の定めた区分を無視して検討を進めている箇所がある。「典型地域の分析－小作争議先進地域と同後進地域」と題する検討箇所では、「小作争議中間地域1」のなかにふくめていた福岡県の事例を「小作争議先進地域」の例として検討している。「厳密に言えば福岡県は全国的な地域区分では小作争議先進地域ではない。しかし青柳村は福岡市近郊にあり、当該地域の特徴を色濃く持っていたと理解されるので同事例として検討する」（74頁）。これは、自己の定めた区分を自ら否定するものである。著者の地域区分そのものの有効性が問われる。この区分論の有効さを示すためには、前著で対象とした「小作争議先進地域」兵庫県の分析を進めるべきであったろう。あるいは次のような選択もあり得たであろう。豊富な史料の存する長野県五加村を対象に

して、前著の「協調体制論」の正否を確認し、農地改革と「地域」との関わりを探るという手法も取り得たはずである。このどちらも採用せず、任意の地域から集めた事例を証明の素材としたことによって、本書は大きな問題を抱えることとなった。

最後に、資料の扱い方の点で、疑問がある。農民組合と「改革の成績」との関連を分析するに際して、使用している資料には「農地委員会の構成や活動が地域ごとに異なる点が全く考慮されていないこと、それに加え調査事例が少ないことなど重大な限界がある」（120頁）としつつ、その資料に依拠して、「農民組合の存在しないところは改革の成績が悪かったわけではない。逆である」（121頁）という本書全体の基調に関わる重要な結論を提示する。こうした手法には、疑問を抱かざるを得ない。

意欲的な著作であるが故に、率直な疑問を提示することとなった。御寛恕を乞う。

（御茶の水書房、1999年2月、本文419頁、定価6,900円）

（よこぜき・いたる 法政大学大原社会問題研究所兼任研究員）